

報告第 3 号

令和 5 年度健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び同法第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和 6 年 9 月 3 日提出

那須烏山市長 川 俣 純 子

1 健全化判断比率

・実質赤字比率	—	(13.62%)
・連結実質赤字比率	—	(18.62%)
・実質公債費比率	7.5%	(25.0%)
・将来負担比率	—	(350.0%)

2 資金不足比率

・水道事業会計	—	(20.0%)
・下水道事業会計	—	(20.0%)

注 1 「—」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

注 2 ()内は、当市の令和 5 年度決算に係る早期健全化基準又は経営健全化基準を表す。

令和５年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第１ 審査の概要

この審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第２ 審査の結果

(１) 総合意見

審査に付された次の健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

①健全化判断比率（単位：％）

健全化判断比率	令和５年度	早期健全化基準	財政再生基準
１ 実質赤字比率	－	13.62	20.00
２ 連結実質赤字比率	－	18.62	30.00
３ 実質公債費比率	7.5	25.0	35.0
４ 将来負担比率	－	350.0	

②資金不足比率（単位：千円、％）

会計名	資金不足（ 剰余 ）額	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	1,002,428	－	20.0
下水道事業会計	31,595	－	20.0

注：「－」は、赤字又は資金不足を生じていないため当該数値については該当なしを表す。

(２) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和５年度の実質赤字比率は、実質収支が黒字であるため該当なしとなっている。

② 連結実質赤字比率について

令和５年度の連結実質赤字比率は、連結実質収支が黒字であるため該当なしとなっている。

③ 実質公債費比率について

令和５年度の実質公債費比率（３か年平均）は、7.5％であり、早期健全化基準の25.0％を下回っており良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

令和5年度の将来負担比率は、充当可能財源等が将来負担額を上回っているため該当なしとなっている。

⑤ 資金不足比率について

令和5年度の資金不足比率は、資金不足が生じていないため該当なしとなっている。

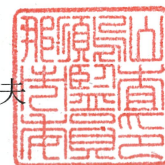
(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

以上のとおり意見書を提出する。

令和6年8月19日

那須烏山市監査委員 瀧 田 晴 夫



那須烏山市監査委員 小 堀 道 和

